

令和 7 年度

長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金のでびき

(運営費補助金・整備費補助金)

R 7 追加

5 (1) ⑤には、令和 7 年度の交付申請から、申請に必要な書類を新しく追加しています。

6 (2) には、令和 6 年度の実績報告から「補助金等実績報告書」と一緒に提出していただく「事業報告書」に活動実績を報告していただきます。

長浜市 長寿推進課

☎0749-65-7789

1 趣旨・目的

長浜市では、高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、市内で高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点（以下、「よりあいどころ」という。）を運営する法人又は団体に対して支援を行います。

2 補助の対象となる団体

以下の①及び②の全てを満たす団体が、補助の対象となる団体です。

①上記の趣旨・目的に合致すると認められる拠点（よりあいどころ）を市内で運営する法人又は団体（団体は、原則として、長浜市社会福祉協議会にボランティア登録をした団体とする。）

②補助申請時において納期限が到来している市税に未納がないもの

※長浜市地域支援介護予防通所活動支援補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、当該年度について補助金の対象外とします。

3 補助金の種類

この補助金には、よりあいどころの運営のための費用を補助する「運営費補助金」とよりあいどころの立上げ及び充実のための費用を補助する「整備費補助金」があります。

補助要件

- i. 高齢者が気軽に集い、個々の能力を生かした活動等を継続して行うことにより、高齢者が活躍できる事業（地域共生社会の理念に基づき、高齢者及び高齢者以外の者が一体となって行う活動（以下「地域共生型活動」という。）を含む。以下、同じ。）であること。
- ii. 事業実施地域の自治会、地域づくり協議会等との連携を重視した運営が行われること。
- iii. 事業は、原則として、1回につき2時間以上で週1回程度かつ年間40回以上（地域共生型活動の回数は、原則として、全体の2分の1以内とする。）実施すること。ただし、事業を開始する初年度等、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- iv. 事業は、原則として、毎回、高齢者（地域共生型活動においては、高齢者以外の参加者を含む。）5人以上で実施すること。ただし、急な欠席等、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- v. 事業の運営に当たっては、自主的かつ安全に行われるよう、職員が常駐する等適切な人員配置が行われること。
- vi. 政治的・宗教的活動を主目的とするものでないこと。

(1) 運営費補助金

①補助限度額	(1) 1 回 5,000 円 (2) 毎回の参加人数が概ね 20 人以上の場合は、1 回当たり 1,000 円を加算する。 (3) 毎回の事業時間が概ね 4 時間以上の場合は、1 回当たり 1,000 円を加算する。 ※補助対象事業は、週 3 回を限度とする。 ※利用者の移動にかかる交通費等は、市長が認めた場合に限り、週 1 回を限度として補助対象経費とすることができるものとする。
②補助率	2 分の 1
③補助対象経費	人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、通信運搬費、保険料、手数料、使用料、備品購入費等
④事業実施期間	交付決定の日から年度末まで
⑤留意事項	●活動回数は、補助金の交付決定日以降事業完了日までに実施する回数。 ●「運営費補助金」は概算払いが可能です。希望される場合は申し出ください。（交付決定金額の 9 割を限度とします。） ●高齢者と高齢者以外の方が一体となって行う活動（「地域共生型活動」）の回数は、全体の 2 分の 1 以内としてください。 ●毎年度申請できます。

(2) 整備費補助金

①補助限度額	100,000 円
②補助率	2 分の 1
③補助対象経費	備品等にかかる購入費及び修繕費
④事業実施期間	交付決定の日から年度末まで
⑤留意事項	●活動回数は、補助金の交付決定日以降事業完了日までに実施する回数。 ●「整備費補助金」は概算払いが可能です。希望される場合は申し出ください。（交付決定金額の 9 割を限度とします。） ●1 事業につき、3 会計年度に 1 回とする。 ●1 会計年度における申請は、原則として、1 事業につき 1 回とする。

4 事業募集期間

毎年4月1日以降で補助事業を実施しようとする日までに申請してください。補助対象期間内に回数要件を満たすようにしてください。この補助金については、予算の範囲内で交付します。先着順で予算の上限に達した時点で受付を終了します。

申請期限の目安

- ・週1回程度かつ年間40回実施の場合 5月下旬ごろまでに申請をしてください。

※交付決定前に購入された物品や実施された事業の経費は、補助の対象になりませんので、必ず事業開始前に申請をしてください。

5 補助金の交付手続き

手続きの流れ ※時期はおおよその目安です。

月	申請団体	市
4月 5月	(1)申請書類の提出	→
		←..... 交付決定通知の送付
2月 3月	(請求書(概算払)の提出 ※概算払が必要な場合	→
		←..... 補助金の交付(概算払)
		←..... 書類の送付(実績報告・来年度申請)
	(2)実績報告書類の提出	→
	(3)請求書の提出	→
		←..... 交付確定通知の送付
		←..... 補助金の交付
	⚠ 実績額が補助金の概算払額に満たない場合、返還手続きが発生します。	
	(返還額の納付	→
		←..... 交付確定通知と併せて納付書の送付

(1) 申請書類の提出

補助金の交付を受けるために、事業計画・予算について申請するものです。「運営費補助金」「整備費補助金」それぞれに申請が必要です。

提出書類

- ①「補助金等交付申請書」
- ②「事業計画書」
- ③「収支予算書（抄本）」
- ④「完納証明書（市税の納期到来分について未納のない証明書）」
※記名押印又は署名された「同意書」を提出されると、「完納証明書（市税の納期到来分について未納のない証明書）」の提出を省略できます。

- ⑤「参加者募集チラシ等」 **R 7 追加**

- ⑥「事業の実施場所のわかる図面」※注意 1
- ⑦「事業実施施設の概要がわかる書面（写真、配置図、平面図等）」※注意 1
- ⑧「補助申請者の概要がわかる書類」※注意 1
- ⑨「備品等の概要がわかる資料（カタログ、写真等）」※注意 2
- ⑩「備品等の費用の概要がわかる書類（見積書等）」※注意 2

※注意 1：⑥～⑧については、運営費補助金初回申請時のみ添付すること。

※注意 2：⑨～⑩については、整備費補助金に限ります。

(2) 実績報告書類の提出

活動実績を報告するものです。事業完了した日から起算して 30 日を経過した日又は事業完了期限（3 月 31 日）のいずれか早い日までに「運営費補助金」「整備費補助金」それぞれの実績報告書を提出してください。なお、事業が補助の要件を満たさなかった場合には、交付決定を取消します。

提出書類

- ①「補助金等実績報告書」
- ②「事業報告書」
- ③「収支決算書（抄本）」
- ④「補助対象事業が完了したことを示す写真及び領収書の写等」※注意 3

※注意 3：④については、整備費補助金に限ります。

※「運営費補助金」については補助対象経費に係る支払い領収書（レシート可）を窓口においてご提示ください。この際、写しを提出いただきますと受付時間が短縮されます。

※提出書類への添付の有無にかかわらず補助対象経費に係る支払い領収書等や収支がわかる書類については、必ず事業完了後から5年間保存してください。市から後日書類の提示を求めることがあります。

(3) 請求書の提出

補助金を受取る手続きをするものです。実績報告書とあわせて提出してください。また、申請いただければ交付決定額の9割の額を概算で受取ることもできます。

提出書類

- ①「補助金等交付請求書」
- ②「口座振込払申出書」
- ③「通帳のコピー」…表紙の次の見開き2ページ（口座番号、口座名義、支店名等の記載のある面）
- ④「委任状」…必要な団体のみ

※振込口座が団体名義でなく、**個人名の場合にのみご提出**ください。

(4) 提出先について

長浜市役所 長寿推進課 （〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地）

☆開庁時間 午前9時から午後4時45分まで（令和7年1月から変更）

6 その他

(1) 長浜市ホームページへの公開等について

令和6年度から、市民にとって透明性の高い補助金制度を確立していくとともに、地域の高齢者の生きがいを高める活動への参加を促進するため、補助金の交付決定を受けた法人又は団体に関する情報（団体名や活動内容等）を長浜市ホームページ等で公表します。

※「運営費補助金」「整備費補助金」とともに、交付申請で提出する「事業計画書」に記載される団体名、施設名称、所在地、活動（予定）内容、開催曜日および開催時間を、長浜市ホームページで公開します。

※交付申請後、市から後日、内容について確認を求めることがあります。

また、必要に応じて、内容を修正したうえで、長浜市ホームページに公開することがあります。

※補助金の交付決定を受けた法人又は団体においても、活動内容等の周知に努め、地域の高齢者に活動への参加を募ってください。

（２）令和６年度からの補助金の実績報告について

R 7 追加

令和６年度の補助金の交付申請時に提出する「事業計画書」に記載する以下の①から④の４つの項目において、令和６年度の補助金の実績報告から「補助金等実績報告書」と一緒に提出していただく「事業報告書」に活動実績を報告していただきます。

令和７年度も「事業報告書」に記載できるよう、令和７年度の活動実績の記録等をお願いします。

「事業報告書」で新たに報告していただく活動実績（令和６年度から）

- ①高齢者の社会参加、介護予防、健康づくりに向けた取組内容
- ②地域ニーズへの反映状況
- ③地元自治会、地域づくり協議会、地区社協等地域の団体との協働に向けた取組と連携状況
- ④高齢者、子ども、しょうがい者、妊婦等が寄り合える拠点を整備し、運営している事業の実績

※令和６年度から実績報告で提出いただく「事業報告書」の様式を変更しています。

（３）今後の補助金について

補助金は市の予算の範囲内での交付となります。また、補助の要件等は、定期的に見直すこととなっています。

各団体での持続的な活動を目指し、団体の自主財源で運営することも念頭に置き、活動内容を検討してください。